

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-2 キャッシュ・フロー計算書の基本構造

10-2-1 キャッシュ・フローの源泉と使途 (承前)

(2) 投資活動

「投資活動」では、企業の投資活動に関する資金の動きが表示される。病院経営においては多くの土地・建物のほかに高額な医療機器等、多くの固定資産が必要となるので、投資の大部分は固定資産に対するものであると考えられる。つまり、土地・建物・医療用器械備品などの固定資産の取得・売却がそれにあたる。固定資産については、病院の施設設備に対しては補助金が支給されることがあるが、この補助金収入も投資活動に分類される。また、現金同等物の定義に含まれない短期投資によるキャッシュ・フローも投資活動に分類される。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 43 キャッシュ・フロー計算書の区分

2. 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得及び売却、施設設備補助金の受入による収入、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

(3) 財務活動

「財務活動」では、病院の資金調達と運用に関する資金の動きが表示される。一般企業と同様に病院経営においても、医療サービス提供のためには資金を準備する必要がある。業務活動から必要な資金を調達できることは理想的な状況といえるが、より充実した医療サービスのためにはより多くの資金が必要となり、銀行などの金融機関から融資を受ける。財務活動には、借入れによる資金調達や返済のための資金の支出などが含まれる。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 43 キャッシュ・フロー計算書の区分

3. 「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

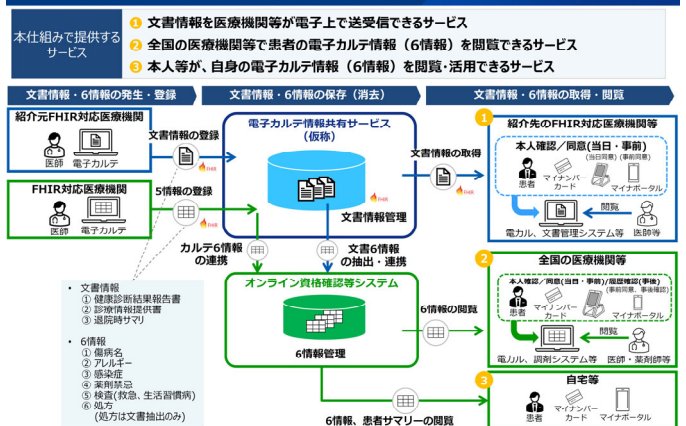
< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

救急患者の治療にオンライン資格確認等システム活用

健康・医療・介護情報利活用検討会の「医療等情報利活用ワーキンググループ」では、現在稼働しているマイナンバーを利用したオンライン資格確認等システム(過去の診療情報が確認できます(患者の同意のもと))を活用して、救急患者の迅速で安全な治療につなげることを計画しています。

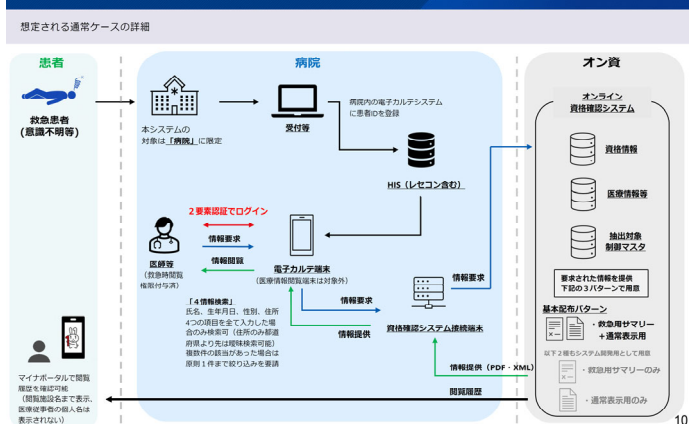
電子カルテ情報共有サービス(仮称)の概要



個人情報保護法では本人の同意を得て第三者へ個人情報を提供しなければならないとされていますが、意識不明の時などは、患者の同意を得ることができません。しかし、「生命に重大な危機がある患者」では、個人情報保護法で求められる「患者の同意」を得ずに患者情報を閲覧・共有できます。

初めて受診する医療機関でも過去の自分の医療情報を知ったうえで治療されるのは安心です。

救急医療時の医療情報閲覧フロー(現時点のイメージ)



※上記図表の出典は、「第 18 回 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ 資料 1・2 (厚生労働省)」となります。